

骨粗しょう症検診実施要領（個別検診方式）

（目的）

第1 この要領は、健康増進法（平成14年法律第103号）の本旨に基づき、骨折等の基礎疾患となり、高齢社会の進展によりその増加が予想される骨粗しょう症について、早期に骨量減少者を発見し、骨粗しょう症を予防することを目的に、千葉市（以下「甲」という。）が、一般社団法人千葉市医師会（以下「乙」という。）との契約に基づき実施する骨粗しょう症検診業務について必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2 この検診を受けることのできる者は、市内に居住地を有し、当該年度に40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳及び70歳となる女性とする。

2 検診回数は、同一人年1回とする。

（実施期間）

第3 この検診の実施期間は、当該年度の4月1日から2月末日までとする。

（検診取扱い医療機関）

第4 この検診は、乙会員である医師（以下「丙」という。）が行うものとする。

（受診券及び受診記録票の配布）

第5 甲は、この検診の対象者に対し、「がん検診等受診券シール」（以下「受診券」という。）を送付する。

2 甲は、丙に対し、「骨粗しょう症検診受診記録票」（以下「受診記録票」という。）を送付する。

（検診方法）

第6 受診者は、受診券を甲から受け取り、丙の定める日時に持参し検診を受けるものとする。

2 検査項目は、次のとおりとする。

（1）問診（住所、氏名、生年月日、運動習慣、食生活の内容等）

（2）骨量測定（エックス線検査（MD法・DIP法・SXA法）、DXA法、超音波検査（QUS法））

3 受診者への結果通知は、丙が行うものとする。

（総合判定）

第7 総合判定にあたっては、「骨粗しょう症予防マニュアル」（厚生省）を参照し、問診、骨量測定の結果を総合的に判断し、「異常を認めず」、「要指導」及び「要医療」と判定する。

（検診結果の管理）

第8 丙は、検診結果を少なくとも5年間は保存するものとする。

（指導区分）

第9 それぞれの判定区分に基づき、次の内容の指導を行う。

（1）「要指導」と区分された者

食生活指導や運動指導等日常生活上の注意を促すとともに、生活習慣行動の改善指導等の保健事業への参加を指導する。

（2）「要医療」と区分された者

医療機関において精密検査を受診するよう指導する。

（記録の整備）

第10 丙は、次のように記録を整備するものとする。

(1) 検診の記録は、氏名、年齢、住所、検診の結果、指導及び医療の必要性の有無等を記録する。

(2) 必要に応じ、治療の状況や事後の指導その他必要な事項についても記録する。

(検診費用)

第11 丙は、検診費用として受診者から1,000円を徴収するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、検診費用の免除の取扱いについては、別に定める「がん検診等費用免除実施要領」に基づき行うものとする。

(結果報告及び委託料の支払い)

第12 この検診の委託料の支払については、契約書に基づき行うものとする。

(精度の向上)

第13 検診に従事する丙は、検診技術の向上を図るため、自ら積極的に研修等に参加することとする。

2 乙は、甲から提出された検診結果を活用し、丙の実施する検診の精度管理を行うこととする。

(広報)

第14 甲は、乙、その他の保健医療関係団体の協力を得て市政だより、町内自治会の回覧板、パンフレット等を活用し、骨粗しょう症の意義、対象となるものの範囲、内容、実施期日、実施方法、その他必要な事項について、市民に周知するものとする。

(規定外事項)

第15 この要領に定めるもののほか、骨粗しょう症検診の実施に関し、必要な事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(事故発生時の措置)

第16 丙は、事故が発生した場合、速やかに乙（成人保健担当理事）に報告する。乙は、緊密な連携の下、適切な措置を講ずるため、甲に速やかに連絡することとする。

附 則

この要領は、平成13年9月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和３年４月１日より施行する。

附 則

この要領は、令和４年４月１日より施行する。

附 則

この要領は、令和５年４月１日より施行する。

附 則

この要領は、令和７年４月１日より施行する。